

ふじのくに出会いサポートセンター（しずおかマリッジ）

協賛店募集中！

静岡県内の結婚活動と一緒に盛り上げて頂けませんか？

日本の2022年出生数は初の80万人割れとなり過去最少、コロナ禍による出生数、婚姻数は急速に減少をしています。少子化の主要因の一つは未婚・晩婚化とも言われています。結婚希望者が安心して婚活に取り組める結婚支援※体制を構築し、費用を抑え、ニーズに合った婚活サービスを提供するため令和4年1月に「ふじのくに出会いサポートセンター」が開設されました。

※ 若者等の需要が高いツールであるマッチングシステム等を活用した出会いの機会の創出支援

ふじのくに出会いサポートセンターの協賛店企業・団体を大募集

飲食店

小売店

美容・健康

サービス店

業界・業種を問わず募集しています♪
会員様に向けた優待サービスを提供していただくと、協賛店にも様々なメリットが！

協賛店のメリット

【1】少子化対策支援のPR



結婚活動の応援は少子化対策に繋がっていきます。協賛店となることで、少子化対策の支援をしているというPRに！

協賛店になるための費用は永年無料です。協賛を廃止するまで、更新手続き不要で加盟いただけます。

【2】協賛店ステッカーと三角POPを贈呈



協賛店にはオリジナルステッカーと三角POPを贈呈いたします。店舗内に掲示していただくことで、協賛店であることのPRが可能です。協賛店承認後、郵送にてお送りいたします。

【3】会員による利用促進



当センターの会員様への告知（メルマガ配信等）やご紹介をさせていただきます。また、年間70万PV（令和5年7月末までの1年間集計値）のふじのくに出会いサポートセンターWEBサイト内にて、協賛店紹介をいたします。センター主催イベントでも優先的に活用させていただきます。

協賛店要件

以下の要件をすべて満たす店舗・施設など

- ・静岡県内に店舗又は施設を有すること。
 - ・当センター会員向けに優待サービスを提供してくれること。
 - ・優待サービス提供の際に、デジタル会員証の確認を行えること。
 - ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」
(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行わないこと。
 - ・暴力団又はその構成員の利益になる活動を行わないこと。
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ※要件を満たしていても、事業の趣旨にそぐわないと判断した場合、申請をお断りする場合がございます。

優待サービス例
・ドリンク1杯無料
・利用料金5%OFF
・〇〇1つプレゼント
・〇〇延長無料
など

協賛店加盟フロー

【1】申請

専用WEBフォーム(下記QRコード参照)にて申請をお願いします。

【2】協賛店審査

申請情報を基に協賛店加盟のための審査を行います。

※毎月15日までに申込みいただいた店舗のうち審査が完了した店舗について、翌月1日より
しずまりHPIに掲載いたします。

【3】ステッカー・三角POP郵送

加盟承認後、オリジナルステッカーと三角POPを1つずつ申請いただいた住所に郵送いたします。

【4】会員様へ告知・紹介

新規協賛店はメルマガ等にて会員様へお知らせいたします。

【5】サービスの提供

申請いただいた優待サービスの提供をお願いします。

申請

専用WEBフォームより申請
をお願いします。申請後、協
賛店審査を行い、結果をご連
絡いたします。



協賛店ではなく、広報連携等
をご希望の方はこちらからお
申し込みをお願いします。



QRコードの読み取りが難しい場合は
電話もしくはメールにてお問い合わせください。

問合せ

ふじのくに出会いサポートセンター
〒420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル4F
TEL:054-252-3080
FAX:054-252-3001
MAIL:fujinokuni_deai@tokaido-
sigma.jp
受付:月~水 10時00分~20時00分
土日 9時00分~18時00分